

◎佐賀県条例第26号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例
(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所得控除) 第32条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。 (個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～4 略	(所得控除) 第32条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、<u>特定親族特別控除額</u>及び基礎控除額を控除する。 (個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～4 略

改正前	改正後
(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2・3 略	(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第39条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) 略 2・3 略

改正前	改正後
(ゴルフ場利用税の非課税措置の適用を受けようとする場合の手続) 第73条の2 法第75条の2、<u>法第75条の3又は法附則第12条の2</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該適用に係る特別徴収義務者に、規則で定める書類を提出しなければならない。 (軽油引取税のみなす課税) 第103条 略 2～4 略 5 <u>日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第106条の2、第109条の18第9項並びに附則第18条の4第1項第2号及び第5項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</u> 第106条の2 オーストラリア軍隊が、第103条第5項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第102条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。 (製造等の承認を受ける義務等)	(ゴルフ場利用税の非課税措置の適用を受けようとする場合の手続) 第73条の2 法第75条の2、第75条の3又は<u>附則第12条の2の2</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該適用に係る特別徴収義務者に、規則で定める書類を提出しなければならない。 (軽油引取税のみなす課税) 第103条 略 2～4 略 5 <u>円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であって我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令で定めるものをいう。）に基づき締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して日本国内に所在する当該締約国の軍隊をいう。第106条の2、第109条の18第9項並びに附則第18条の4第1項第2号及び第5項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</u> 第106条の2 <u>締約国軍隊が、第103条第5項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第102条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</u> (製造等の承認を受ける義務等)

改正前	改正後
第109条の18 略 2～8 略 9 <u>オーストラリア軍隊</u>が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 附 則 （公益法人等に係る県民税の課税の特例） 第1条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。 （事業税の納税義務者等の特例） 第14条の3 略	第109条の18 略 2～8 略 9 <u>締約国軍隊</u>が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 附 則 （公益法人等に係る県民税の課税の特例） 第1条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。 （事業税の納税義務者等の特例） 第14条の3 略 2 <u>新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この項において「認定特別事業再</u>

改正前	改正後
	<u>編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従って行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この項において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この項において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この項において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち施行規則で定めるものに限る。以下この項において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第47条第1項第1号の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（同法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法</u>

改正前	改正後
	第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第47条第1項第1号イ(ア)及び(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの(附則第14条の3第2項に規定する対象法人及び同項に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。 (加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例) 第17条の4 令和8年4月1日以後に第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第71条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第72条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。 (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。

改正前	改正後
(軽油引取税の課税免除の特例) 第18条の4 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。 (1) 略 (2) 自衛隊又はオーストラリア軍隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り (3)～(5) 略 2～4 略 5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。	<u>ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> 2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第71条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。 (軽油引取税の課税免除の特例) 第18条の4 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第102条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があった場合又は法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項若しくは第5項の規定による知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さない。 (1) 略 (2) 自衛隊又は締約国軍隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして施行令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り (3)～(5) 略 2～4 略 5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った<u>締約国軍隊の船舶</u>の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。

(佐賀県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐賀県県税条例の一部を改正する条例（令和6年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 （事業税に関する経過措置） 第2条 第2条の規定による改正後の佐賀県県税条例（次項及び附則第5条において「7年新条例」という。）附則第14条の3の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第5条において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 2 略 第3条 略 2 8年新条例第47条第1項第1号イ（8年新条例附則第14条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号イ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法（令和6年改正法第3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。以下同じ。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新法第72条	附 則 （事業税に関する経過措置） 第2条 第2条の規定による改正後の佐賀県県税条例（次項、次条第2項及び附則第5条において「7年新条例」という。）附則第14条の3の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第5条において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 2 略 第3条 略 2 8年新条例第47条第1項第1号イ（7年新条例附則第14条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第47条第1項第1号イ（7年新条例附則第14条の3の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち同号イ(ア)又は(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法（令和6年改正法第

改正前	改正後
の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。	3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。以下同じ。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正）

第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和27年佐賀県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(自動車税の種別割の証紙徴収の手続) 第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は毎年4月中(賦課期日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の種別割の納税義務の発生した日からその翌月末日までの間)において、<u>県の発行する別記第1号様式の証紙を購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</u> 2 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に<u>別記第2号様式の検印</u>を受けたときに完了するものとする。 (雑則) 第4条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>別に知事が定める。</u>	(自動車税の種別割の証紙徴収の手続) 第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は毎年4月中(賦課期日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の種別割の納税義務の発生した日からその翌月末日までの間)において、<u>規則で定める証紙を購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</u> 2 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に<u>規則で定める検印</u>を受けたときに完了するものとする。 (雑則) 第4条 この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u>

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐賀県県税条例第73条の2の改正規定並びに同条例附則第14条の3第2項及び第17条の4の改正規定、第2条中佐賀県県税条例の一部を改正する条例附則第3条第2項の改正規定(「8年新条例」を「7年新条例」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(ア)又は(イ)」に改める部分を除く。)並びに附則第3条の規定 令和8年4月1日
 - (2) 第1条中佐賀県県税条例第103条第5項、第106条の2及び第109条の18第9項の改正規定並びに同条例附則第18条の4の改正規定並びに附則第4条の規定 規則で定める日
 - (3) 第1条中佐賀県県税条例附則第1条の2の改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日
 - (4) 第2条中佐賀県県税条例の一部を改正する条例附則第2条第1項及び第3条第2項の改正規定(「8年新条例」を「7年新条例」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(ア)又は(イ)」に改める部分に限る。)並びに第3条の規定 公布の日
- (個人県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の佐賀県県税条例（以下この条から附則第4条までにおいて「新条例」という。）第32条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の5第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の5第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正法第1条の規定による改正前の地方税法第45条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した第1条の規定による改正前の佐賀県県税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の5第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の6第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の6第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条6第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第72条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第17条の4の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。

(1) 第72条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第17条の4の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

第4条 新条例第103条第5項及び第106条の2の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「2号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例第109条の18第9項の規定は、2号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、2号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

3 新条例附則第18条の4第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第5項の規定は、2号施行日以後の軽油引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。